

議案第81号	平成23年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
総務課	平成23年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【背景】 地方公営企業法の改正により、毎事業年度生じた利益の処分は、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって埋めるほかは、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならないことから、提案したもの。</p> <p>【未処分利益剰余金の額】 202,119,781円</p> <p>【処分の方法】 上記金額を減債積立金に積み立てる。</p>	